

施策名：経済協力

個別分野2：普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

中期目標

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

- アジア地域において、法・司法制度の改善に向けた技術協力や、司法関係者の能力強化に向けた研修などを実施。ラオス、カンボジアなどでは、専門家派遣や技術協力などを継続。また、アフリカ地域では、TICAD8にて、汚職対策を含む制度構築・ガバナンス強化や、紛争下の性的暴力対応に関する人材育成・警察等の能力強化を表明した。
- 我が国の海上交通の安全確保のため、シーレーン沿岸国等の海上法執行機関等の保安能力強化に向け技術協力や研修を実施。インドネシアやフィリピンなどでは、船舶の供与を行った。

難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助

- 紛争や災害等により最も脆弱な立場にある人々を支援のため、国際機関（WFPやUNHCR等）などを通じ、食料、援助物資等を提供する緊急人道支援を行った。ウクライナとその周辺国やパレスチナ、スーダンなどに対し、国際機関や日本のNGOを通じて人道支援を実施した。
- 地雷・不発弾対策支援に関し、日本が長年支援してきたカンボジアの協力の下、ウクライナ政府職員に対し地雷探知機の使用訓練等の研修を実施した。その他、ラオス、スリランカ、アゼルバイジャン等に地雷除去機材の供与を行った。
- 大規模災害を受けた被災国・被災者支援につき、トンガやトルコなど国際緊急援助隊を派遣した。また、台風など自然災害の被害に対し、令和3年度は13件（12か国）、令和4年度は19件（18か国）、令和5年度は3件（3か国）の緊急援助物資供与を実施した。

テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

- モルディブやフィリピンでは、若者や女性を対象に暴力的過激主義に対する対処能力強化などの支援を行った。その他、グアテマラ、カンボジア、中央アジアなどにおいて、警察人材育成・防弾車供与など治安対策強化の支援を行った。
- アフリカ地域では、コミュニティの基盤強化に着目し、行政と住民が協働する取組や、対話と信頼を重視した行政サービスの改善に向けた取組を支援した。

今後の方向性

- 全ての人が平和と安定、繁栄を享受できるよう、法の支配に基づく、自由で開かれた国際秩序を維持・強化するために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援等を行う。
- 我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。

- 中東・アフリカ・アジア・中南米地域において、難民・避難民等への人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みを活かした「人づくり」を行う。難民受入国（地域）支援などを含め、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。
- グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組について国際機関等とも協力・連携し、国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。
- 国際緊急援助隊の派遣や、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を通じ、大規模災害を受けた被災国・被災者に対し支援を行う。

- 国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためには、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の治安能力強化に資する機材供与や研修・訓練等の実施を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。

評価結果

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

- 法・司法制度整備や、公務員の能力強化支援等などの途上国のガバナンス強化の取組を継続的に実施することで、平成30年に初の民法典が成立したラオスでは、引き続き民法典の活用に向けて法律分野の専門家を派遣し、「法の支配」の確立に貢献した。カンボジアでは、令和3年から選挙管理委員会への専門家派遣を継続するなど、民主主義促進につながる取組を積極的に実施した。
- 海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を継続し、フィリピンでは、沿岸警備隊に対して巡視船供与及び我が国海上保安庁からの技術支援などを実施し、途上国の平和と安定だけでなく、我が国にとって重要な海上交通の安全確保にも貢献した。

2 難民・避難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、災害時の緊急援助

- 人道支援として、ウクライナ、パレスチナ、ミャンマー、アフガニスタン、スーダン等に対し、国際機関等を通じ、食料、保健、シェルター等を提供し、難民・国内避難民を始めとする最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳及び安全を確保することで、紛争予防や社会安定化と包摂的成長のための開発協力を推進した。
- 世界各地での国境管理支援や地雷対策支援等を継続することで、グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組を推進した。特に、カンボジアの協力の下で実施された、ウクライナ政府職員に対する地雷対策に関する研修は、日本が長年取り組んできたカンボジアへの協力の成果と言える。
- 国際緊急援助隊の派遣や、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を通じ、人道支援・災害救援分野の取組を行い、大規模災害を受け困難に直面する被災国・被災者を支援した。

3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策

- 世界各地でテロが発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保し、開発途上国の治安状況改善を促した。フィリピンやモルディブでは、若者や女性等を対象とした能力強化の支援を進め、社会の安定化に貢献した。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。